

# 令和8年第2回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和8年2月26日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長  委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 7番 武田 住男 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員  推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	6番 曾根 大祐 委員 8番 山本 裕子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 青山 侑嗣 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

付議事項	議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第2号	農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の変更について
	議案第3号	農業振興地域整備計画の変更について
	議案第4号	日進市農用地利用集積等促進計画案(一括方式)について
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	専決第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
	専決第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	その他	取消願について 特定農地貸付廃止届について

<p>開会</p>	<p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>定刻になりましたので、只今より令和8年第2回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は7番、9番の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議には傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは議案に入ります。</p> <p>では始めに議案第1号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。</p> <p>番号1番の案件について1ページをご覧ください。</p> <p>場所につきましては、2ページの地図をご覧ください。</p> <p>対象地は、プライムツリー赤池より南に約400メートルの位置に所在する3筆です。</p> <p>申請者は、対象地を特定生産緑地として所有し、また、主たる従事者として農地利用しておりましたが、変形性腰椎症により農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>申請者への聞き取り、診断書の内容、農地の管理状況から申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することは問題ないと思われまます。</p> <p>議案第1号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
-----------	---	---

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」を議題といたしますが、本件は議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」に伴うものであるため、両議案を併せて説明し、採決を行います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」ご説明します。</p> <p>今回の計画変更は、議案第3号の農業振興地域整備計画の変更に伴う部分と、年間を通して利用権の変更や新規案件を反映させた計画全体の見直しに関するものです。</p> <p>まず先に除外に伴う変更部分を議案第3号と併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の3ページの上段、2つ目の※印に記載しておりますように、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第2号において、「当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」とされています。</p> <p>そのため、農振計画の変更の申出がされた際には、事前に「地域計画区域からの除外を目的とした変更」が必要となります。</p> <p>そのことから、3ページ上段の1つ目※印に記載しておりますように、地域計画の変更に関して農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、農業委員会への意見聴取を行うものです。</p> <p>今回の対象地はいずれも北部・中部・南部のそれぞれの地域計画の対象地になっておりますが、色塗りはされておられません。そのため計画の達成には支障はないと判断し、地域計画の対象地から除外する計画の変更を実施するものです。</p> <p>計画の本文については変更がありませんので、議案書への添付は割愛させていただきました。</p> <p>以上が「第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」の説明です。</p>
----------------------	--

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

1 番の駐車場として利用するものについて説明します。

申出地の場所につきましては、議案書 4 ページをご覧ください。

申出地は福友病院の北に約 200 メートルの位置に所在する 2 筆で、登記地目、現況地目ともに田で、合計面積は 1,997 m<sup>2</sup>です。

土地改良事業の実施状況ですが、昭和 44 年度に事業完了した「団体ほ場整備事業北新田地区」に該当します。

申出者は昭和 62 年に法人設立し、平成 5 年より日進市北新町にて土木工事業を営んでおります。

現在、事業拡大による車両増加や一部の資材を敷地内に保管していることにより、敷地内に、大型車両・社用車・従業員及び来客用駐車場のための駐車スペースが不足しており、詰め込み駐車をしている現状があり、作業効率や安全面にて不具合が生じています。

そこで、施設に隣接する土地所有者に相談したところ、利用してもよいと承諾を得られたことから、施設に隣接することから防犯面に優れ効率よく活用が出来る申出地をやむをえず選定したものとなります。

申出地は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われま。

周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。

排水については、敷地内に集水柵を設け南西側の道路側溝へ排水する計画となっております。

以上から、除外に必要な要件である農振法第 13 条 2 項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われま。

次に、2 番の店舗を建築するものについて説明します。

申出地の場所につきましては、議案書 5 ページをご覧ください。

申出地は日進駅の北西に約 350 メートルの位置に所在す

		<p>る1筆で、登記地目、現況地目ともに田で、面積は1,620㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和44年度に事業完了した「団体ほ場整備事業折戸地区」に該当します。</p> <p>申出者は平成2年に法人設立し、愛知県を中心に回転寿司レストランや和食店等の飲食業を営んでおり、事業拡大に伴い、ファミリー層が多い日進市内において出店の候補地を探していました。</p> <p>市街化区域等で探してきましたが、適地が見つからず、そこで、市街化区域に近接しており、周辺に回転寿司レストランが無い、申出地にて出店を計画したものです。</p> <p>場所は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。</p> <p>排水については、雑排水は下水管に、雨水は集水し申請地北西側の既設排水路へ放流する計画となっています。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>次に、3番の駐車場として利用するものについて説明します。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請地は日東保育園の北東に約250メートルの位置に所在する3筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は合計430㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和44年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第1工区」に該当しま</p> <p>す。</p> <p>申出者は平成13年に法人設立し、主に建築工事業、塗装工事業等を営んでおります。</p> <p>令和4年に申出地東側において申出者の事業所を建築し、事業所敷地内にトラック等の駐車場を設け、申出地西側についてもトラック等を駐車しております。</p>
--	--	--

		<p>令和6年頃より業務量が増加し、敷地内の駐車スペースに資機材を置く形をとらざる得なくなり、敷地内にトラック等を十分に駐車出来なくなってきました。</p> <p>そこで、事業所に隣接する土地所有者に相談したところ、利用してもよいと承諾を得られたことから、施設に隣接することから防犯面に優れ効率よく活用が出来る申出地をやむをえず選定したものとなります。</p> <p>場所は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部にあたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われまます。</p> <p>周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。</p> <p>排水については、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われまます。</p> <p>次に、4番の住宅を建築するものについて説明します。</p> <p>申出地の場所につきましては、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申出地は、はくさん幼稚園の北東に約200メートルの位置に所在する1筆で、登記地目、現況地目ともに田で、面積は398㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況ですが、昭和44年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第1工区」に該当します。</p> <p>申出者は現在、市内の住宅で家族と暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申出地に、一戸建て住宅の建築を計画したものです。</p> <p>申出者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、父親が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申出地を選定したものとなります。</p> <p>場所は農用地区域内ですが、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。また、農用地区域の周辺部に</p>
--	--	---

あたり、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われま

す。

周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。

汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地西側の既設排水路へ雨水とともに放流する計画となっています。

以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項各号について、地域計画の達成に関するものを除く要件を満たしていると思われま

す。

除外を伴う部分についての説明は以上のとおりです。ここで説明者を交代します。

ではここからは、私から除外に関する部分以外の変更について、ご説明いたします。

まず、地域計画につきましては、策定後も随時見直しを行い、農業委員会を含めた関係者の意見を聞きながら進めていくこととされております。

日進市では、農地中間管理機構を通じた農地の利用権設定を年4回受け付けております。

しかしながら、その都度計画変更を行うことは事務負担が大きいことから、年度内に生じた権利移動のあった農地や、担い手への集約を検討すべき農地の情報、また協議の場が開催された場合にはその結果などを、年度末に一括して反映させる運用としております。

まず、今年度の市としての大きな取組状況についてですが、昨年度は計画策定年ということもあり、市内13行政区において協議の場となる座談会を実施しましたが、今年度は新たな座談会の開催は行っておりません。

三本木地区において、新たな担い手が耕作地を広げるにあたり、座談会を1月に開催する予定としておりましたが、本人の事情により中止となりました。

そのため、今年度は新たな協議の場は設けておりません。

次に、計画内容についてです。5地区とも、計画の主な部分については変更しておりません。策定から1年足らずということもあり、個別の小規模な除外はございましたが、大規模な農振除外や地域の農地利用に大きな影響を与える案件はなく、地域の状況に大きな変化はありませんでした。

そのため、基本的な区域設定や方向性については、従前の計画を維持しております。

次に目標地図の見直しについてです。目標地図につきましては、主に現況を反映させる形で一部見直しを行っております。

まず、この4月から新たに利用権を設定する担い手についても反映させております。当初の計画では、認定農業者等の既存の担い手、認定新規就農者、協議の場である地域の座談会で拡大意向のあった担い手を目標地図に位置付ける者として色塗りしておりました。今回の変更ではそれらの担い手に加え、主に水稲作や、水稲作と畑作を積極的に実施している者で、今後も規模拡大の意向がある者について、新たに位置付けを行っております。また、農事組合法人については、当初は法人単位での位置付けとしておりましたが、法人に属する個人においても個別で営農している者が多くいることから、より実態が分かりやすいよう、個人単位でも地図上に標記する形に見直しました。

このことにより、今後、農事組合法人の主だった担い手が、個々の機械更新時の際に、市独自の機械補助の対象者となる形としております。

目標地図は、現状を目で見て分かりやすく整理したものであり、事務局としても今後担い手への農地集約を進める上で、より一層活用していきたいと考えております。今後も、条件は限られますが、水稲作で規模拡大が可能な者、大規模な畑作を実施できる者など、積極的に耕作面積を増やす意向のある担い手については、随時位置付けていきたいと考えております。

来年度は、農家台帳申告書の提出時期にあわせて、アンケートを実施する予定です。農地の貸付意向や今後の保有・処分の考え方など、地権者・担い手の意向を把握し、それを基礎として目標地図の見直しや担い手への集約の検討に活かしていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後、協議の場を設ける際には、引き続きご出席をお願いしたいと考えております。また、担い手への農地集約を進めるため、集約に向けた仲介、地権者の意向を把握した際の速やかな事務局への情報

		<p>提供など、農地利用の最適化活動の一環として、引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上が議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」及び議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明となります。</p> <p>ご審議のほどよろしくようお願いいたします。</p> <p>議案第2号と第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
議長		<p>番号1番について、現在耕作はされているか。</p>
委員		<p>現在、耕作はされております。</p>
事務局		<p>数年前に申請法人から同様の案件があったが、更にこの面積が必要か。</p>
委員		<p>数年前に、申請法人から同様の農地転用許可申請が出ている点は指摘させていただきました。そのうえで、事業者の業績及び理由書を踏まえて今回の申出はやむを得ないものであると判断いたしました。</p>
事務局		<p>番号2番について、業態は何でも良いのか。</p> <p>業態が何でも良いというわけではありません。あくまで、事業計画等を見て判断します。</p>
議長		<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>まず、議案第2号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について」を議題とします。</p> <p>なお、番号23番、31番、33番については委員に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条で、</p>
議長		
議長		

	事務局	<p>自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、23番、31番、33番については該当の委員には事務局説明が終わった後、自己案件の審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>「議案第4号日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について」説明させていただきます。</p> <p>今回は、33件の利用権設定があります。</p> <p>説明については、時間の都合上、新規設定農地の案件のみとさせていただきます。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>整理番号4番、借受人は米野木台二丁目に居住する48歳男性です。</p> <p>年間従事日数は100日で、現在、市内で約700㎡の農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は12ページの地図をご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は2筆で年間50,000円で、貸借期間は5年間です。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>整理番号5番、借受人は五色園一丁目に居住する67歳女性です。</p> <p>借受人は、令和7年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。</p> <p>年間従事日数は100日で、農機具所有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は14ページの地図をご覧ください。</p> <p>新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は5年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>続きまして、16ページをご覧ください。</p> <p>整理番号7番、借受人は赤池四丁目に居住する61歳男性です。</p> <p>借受人は、令和6年度の日進アグリスクール家庭菜園コ</p>
--	-----	---

		<p>コースを修了しており、初めての利用権設定になります。</p> <p>年間従事日数は100日で、農機具所有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は17ページの地図をご覧ください。</p> <p>新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は5年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>続きまして、18ページをご覧ください。</p> <p>整理番号8番、借受人は名古屋市昭和区に居住する55歳男性です。</p> <p>借受人は、令和7年度の日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しており、初めての利用権設定になります。</p> <p>年間従事日数は120日で、農機具所有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は19ページの地図をご覧ください。</p> <p>新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>整理番号9番、借受人は米野木町に居住する47歳男性です。</p> <p>年間従事日数は360日で、現在、市内で約0.6haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は21ページの地図をご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地について、米野木町南荒田では、水稲を栽培し、貸借期間は10年間の使用貸借権の設定で、米野木町下五反田では野菜を栽培し、貸借期間は1年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>整理番号13番、借受人は名古屋市天白区に居住する39歳男性です。</p> <p>年間従事日数は270日で、現在、市内で約0.6haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は26ページの地図をご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稲を栽培する計画で、貸借期間は10年間の使用貸借権の設定です。</p>
--	--	---

		<p>27ページをご覧ください。</p> <p>整理番号14番、借受人は名古屋市千種区に居住する37歳女性です。</p> <p>年間従事日数は215日で、現在、市内で約770㎡の農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は28ページ、29ページの地図をご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地について、岩崎町向イ田の農地では野菜を栽培する計画で、賃料は年間3,000円、貸借期間は3年間で、藤島町元郷の農地では、果樹を栽培する計画で、貸借期間は10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>整理番号17番、借受人は北新町に居住する74歳男性です。</p> <p>年間従事日数は150日で、現在、市内で約0.6haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は33ページ、地図をご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稲を栽培する計画となっており、賃料は4筆で年間20,000円で、貸借期間は3年間です。</p> <p>続きまして、35ページをご覧ください。</p> <p>整理番号19番、借受人は蟹甲町の法人で、初めての利用権設定になります。</p> <p>場所は36ページ、37ページの地図をご覧ください。</p> <p>新規に借り受ける農地について、本郷町神田の農地では水稲を栽培する計画となっており、賃料は年間28,000円で貸借期間は3年で、北新町狐塚の農地では野菜を栽培する計画で、賃料は年間10,000円で貸借期間は3年です。</p> <p>38ページをご覧ください。</p> <p>整理番号20番、借受人は名古屋市天白区に居住する49歳男性です。</p> <p>借受人は、当該地で現在利用権設定を受けている担い手と共同で耕作をしている者で、初めての利用権設定になります。</p> <p>年間従事日数は240日で、農機具保有状況は表右端の</p>
--	--	---

		<p>とおりです。</p> <p>場所は 39 ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は 5 年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>40 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 21 番、借受人は名古屋市中区の法人です。</p> <p>現在、市内で約 0.4ha の農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は 42 ページの黒枠部分です。</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は 10 年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>43 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 22 番、借受人は市内の農事組合法人で、現在、市内で約 5.7ha の農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は 45 ページ、46 ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は 5 年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>47 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 22 番、借受人は市内の農事組合法人で、現在、市内で約 7.5ha の農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は 49 ページ、50 ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、米野木町南荒田では貸借期間は 10 年間の使用貸借権の設定で、岩崎町大廻間では、貸借期間は 5 年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>51 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 24 番、借受人は岩藤町に居住する 59 歳男性です。</p> <p>借受人は、農家証明の発行要件のある父親が所有している農地を 2 年以上共同で耕作している者で、初めての利用権設定になります。</p>
--	--	--

		<p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は52ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は5年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>53ページをご覧ください。</p> <p>整理番号25番、借受人は浅田町に居住する50歳男性です。</p> <p>年間従事日数は300日で、現在、市内で約0.3haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は54ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地では、水稻を栽培する計画となっており、賃料は年間10aあたり8,000円で、貸借期間は5年間です。</p> <p>57ページをご覧ください。</p> <p>整理番号28番、借受人は藤枝町に居住する47歳男性です。</p> <p>年間従事日数は200日で、現在、市内で約4.3haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は58ページ、59ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地については、藤枝町廻間85から89については、5筆で年間8000円、貸借期間は3年間で、その他の農地については貸借期間は3年間もしくは5年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>60ページをご覧ください。</p> <p>整理番号29番、借受人は折戸町の法人で、現在、市内で約0.6haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は61ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地について、野方町前田16では、賃料は年間4500円、貸借期間は10年間で、野方町前田17-1.17-2については賃料は2筆で年間10817円です。</p> <p>いずれも果樹の栽培を計画しています。</p> <p>62ページをご覧ください。</p> <p>整理番号30番、借受人は名古屋市名東区に居住する6</p>
--	--	--

		<p>7歳男性です。</p> <p>年間従事日数は200日で、現在、市内で約0.7haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は63ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地について、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は5年間の使用貸借権の設定です</p> <p>64ページをご覧ください。</p> <p>整理番号31番、借受人は東山二丁目に居住する52歳男性です。</p> <p>年間従事日数は280日で、現在、市内で約2.0haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は65ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地について、野菜を栽培する計画となっており、賃料は年間3,000円で、貸借期間は5年間です。</p> <p>67ページをご覧ください。</p> <p>整理番号33番、借受人は認定農業者である法人で、現在、市内で約81haの農地を貸借しており、耕作状況は良好です。</p> <p>農機具保有状況は表右端のとおりです。</p> <p>場所は69ページから73ページをご覧ください</p> <p>新規に借り受ける農地について、水稻を栽培する計画となっており、貸借期間は10年間の使用貸借権の設定です</p> <p>議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>なお、推進委員につきましては、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>推進委員の皆様には、第4号議案について意見等がありましたら発言をお願いします。</p> <p>番号9番の契約期間について、利用目的が水稻の農地は5年契約に対して、利用目的が野菜の農地は1年だが間違いはないか。</p> <p>利用目的が野菜の農地については所有者の意向で単年契</p>
議長		
委員		
事務局		

委員 事務局	<p>約になっております。</p> <p>番号30番について、構成員が複数名いるが、借受人が代表を務める団体のメンバーであり、共に耕作を行う予定です。</p>
議長	<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>議案第4号の23番、31番、33番を除く「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ということで、議案第4号の23番、31番、33番を除く案件については、原案のとおり可決とします。</p> <p>引き続き番号23番の審議に入ります。</p> <p>該当の委員には一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>（委員：一時退室）</p> <p>番号23番について何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>議案第4号の内23番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号の内、23番については、原案のとおり可決とします</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p>
議長	<p>（該当委員 入室）</p> <p>委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>引き続き番号31番の審議に入ります。</p> <p>該当の委員は一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>（委員：一時退室）</p> <p>番号31番について何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>

議長	<p>議案第4号の内31番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号の内、31番については、原案のとおり可決とします</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p>
議長	<p>(該当委員 入室)</p> <p>委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>引き続き番号33番の審議に入ります。</p> <p>該当の委員は一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>(委員：一時退室)</p> <p>番号33番について何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第4号の内33番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号の内、33番については、原案のとおり可決とします</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p>
議長	<p>(該当委員 入室)</p> <p>委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。</p>
事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出 12件</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 17件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による通知 4件</li> </ul>
議長	<p>専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>

	事務局  議長  (16 : 31)	<p>続きまして、その他について、事務局より報告を願います。</p> <p>(事務局より報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・取消願について</li><li>・特定農地廃止届について</li></ul> <p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。</p> <p>それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和8年第2回農業委員会を終了させていただきます。</p>
--	--------------------------------	--